

第2回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会

日 時：平成27年3月26日（木）午後2時～午後5時
場 所：長野県庁議会棟3階 第2特別会議室

出席者

委 員 安部座長、伊藤委員、轟委員、峰委員

県関係 山本こども・若者担当部長、久保田情報公開・法務課長、青木次世代サポート課長
山口警務課長、山口生活安全企画課長、成澤少年課長 他

1 開 会

○事務局

それでは、皆様お揃いですので、ただいまから第2回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会を開会いたします。

私は県民文化部次世代サポート課の久保と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、長野県県民文化部こども・若者担当部長、山本京子よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○山本こども・若者担当部長

皆様、こんにちは。県民文化部こども・若者担当部長の山本京子でございます。

安部座長さんを初め、委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、第2回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先月開催いたしました第1回検討会では、これまでの本県における子どもを性被害から守るための取り組みの経緯や法的対応に関する庁内検討結果についての説明、また、今後の検討の論点を整理させていただいたところでございます。

この論点整理に基づきまして、今回2回目から実質的な検討に入っていただくこととなりますが、実りある会議となりますように、委員の皆様には熱心な議論をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

続きまして、本日の会議進行に関してお願いを申し上げます。次第の3、会議事項「(2) 規制規定を置く必要性について」の「ア 子ども性の被害の現状」につきましては、後ほどの会議の非公開等についての協議結果によりまして、委員、事務局以外の皆様には退室をしていただく可能性がございますので、ご承知ください。

それでは、安部座長さんに、以降の会議の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

3 会議事項

(1) 会議の非公開等について

○安部座長

皆さん、こんにちは。それでは、会議を進行してまいりたいと思います。ご協力をお願いします。

それでは最初に会議事項（１）ですが、会議の非公開等についてです。事務局からご説明をお願いします。

○青木次世代サポート課長

次世代サポート課長の青木です。よろしくをお願いします。お手もとにお配りの資料１をご覧くださいと思います。

資料１の１ページの下段に参考で、第１回の検討会議で配付させていただきました、この本モデル検討会の設置要綱（抜粋）が記載してございます。第５の第３項に、会議は原則として公開することになっておりますので、基本的には全て公開したいと考えているところですが、原則ということでは例外があるということで、その非公開について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

会議の非公開等について、案ですけれど、１番として会議の非公開について、次のいずれかに該当する場合は、座長が検討会に諮って公開しないことができると２つ記載してございます。

（１）として、検討過程において、長野県情報公開条例、第７条各号に定める非公開情報を取り扱う場合ということで、２ページ、３ページにこの長野県の情報公開条例の第７条の部分抜粋して記載してございます。

公文書の公開義務で、基本的には公文書は公開しなければならないことになっておりますけれど、法令、若しくは条例の規定により、また地方自治法の245条第１号のへに規定する指示その他これに類する行為により公開することができない情報、それから（２）としまして、個人に関する情報については、非公開とすることができるとなっておりますので、これに該当するような場合には、非公開にさせていただけたらと思っております。

１ページに戻り、（２）としまして、会議を公開することにより、公正かつ円滑な討議に著しい支障が生じると認められる場合、この２つについては、座長が検討会に諮って公開をしないことができるという取り扱いにさせていただけたらと考えております。

また、２番目として守秘義務について、委員はこの検討会において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とするとお決めいただけたらと思っておりますので、お願いします。

○安部座長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、委員の皆様方からご意見等を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議ございません」との声あり）

一般的には、会議はもちろん公開が原則ですが、今のご説明のように、情報開示を公開条例第７条の第２号に該当する個人に関する情報と、その後にも文言等がございますが、そこに当てはまる場合には非公開でこの会議を進めることができるというご説明です。

もちろん内容次第ですので、今日のテーマとしては、規制の規定を置く必要性というところで、特に子どもの性被害の現状の問題について、縷々ご説明があろうかと思っております。

それがここに該当する可能性が出てくるので、原則は公開ですけれど、例外的に、くどくなりますけれど、非公開というような措置を講じてはどうかというご説明です。

今のお話しの中では、まだ一般的な話ですので、個別にこれについてどうするかということは、後

ほどのご検討ということになります。今の原則的なご説明については、そのような形で進めてよろしいでしょうか。

○伊藤委員
異議ございません。

○安部座長
よろしゅうございますか。峰委員は。

○峰委員
異議ございません。

○安部座長
それでは、座長がこれを公開しないことができるということですので、そのような場合に当たると判断される場合は非公開ということもあり得るということで了解を得たと思います。
皆さんの、異議なしということで、了承を得たものとします。

(2) 規制規定を置く必要性について

- ア 子どもの性被害の現状
- イ 性被害からの子どもの保護

○安部座長
それでは続きまして本題になるわけですが、2番目の規制規定を置く必要性についてのア、子どもの性被害の現状について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○青木次世代サポート課長
子どもの性被害の現状の説明の内容は、個人が特定されるおそれのある情報がございますので、非公開でのご協議をお願いしたいと思います。

○安部座長
先ほどの原則を受けまして、この子どもの性被害の現状については個人を特定する内容が含まれているということで、非公開で進めてはどうかというご説明でございます。
この点について、個人の情報にかかわる部分ですので、会議の非公開等の基準に照らしまして、非公開とするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、この会議、このアの子どもの性被害の現状に関しまして非公開としたいと思います。
大変恐縮ですけれど、報道機関、傍聴者の皆様方には一旦ご退室をお願いします。非公開の協議はおおむね1時間を予定しておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

(非公開)

(3) 条例の目的、構成等について

- ア 「性被害」の定義
- イ 保護法益等

○安部座長

それでは委員がお戻りですので、会議を再開したいと思います。

冒頭に、先ほど長時間にわたってご説明いただいた事案ですけれど、県警で用意していただいた説明資料がございます。これについて細かく、非公開でお話しただいて、質疑応答に、長時間かかったわけですが、この説明資料につきましては公開ということで、県民の皆様にもわかるような形で示したいとこの検討会で確認しましたので、後ほどメディアの方々にも配布されると思いますので、お読みいただければと思います。

長時間お待たせするような形になってしまいましたが、以降の検討会は公開にして進めます。

それでは、事務局から性被害の子どもの保護につきまして、あわせて条例の目的、構成等、モデル案を作成するのであれば、条例の目的というもの、あるいはどういう内容を盛り込んだらいいのかということ、それから今日の検討課題にもなっている、保護法益をどう位置づけていくのか、あるいは、もうちょっと大きな問題かもしれないですけど、これは条例目的の中に入ってくるのかもしれないんですが、そもそも性被害とは何かというようなことです。

そういうことも含め、事務局からご説明をいただきたいと思います。お願いします。

○久保田情報公開・法務課長

資料は、お手もとの資料2と安部先生の著作物、新版の青少年保護法という、委員の皆さんには机の上のファインダーの性被害からの子どもの保護というところに入っていると思いますけれど、その2点を資料として使わせていただきたいと思います。

事前に打ち合わせをしたときに資料をお持ちしておりますので、簡潔に説明させていただきます。

まず、安倍先生の著作物の本のコピーからお願いします。私から説明するのは非常に僭越ですけど、簡単にこの辺がポイントかなというところだけご紹介をさせていただいて、後で安部先生から補っていただきたいと思っています。

この本の、資料として今日お手もとにお配りしてあるのは、目次を見ていただきますと、第1講、第3講、第15講、第16講をお配りしてございます。今日の資料としましては第1講と第3講を使わせていただきます。ページで申しますと7ページをお願いします。

7ページの見出しで青少年の自立と保護というくだりがございますけれど、読み上げさせていただきながらご紹介します。

青少年の法的地位は今日、保護の対象から自立する主体的な存在へと飛躍をしております。5、6行飛ばしますが、全ての青少年が人間として成長することは、その親をはじめ社会の人々の願いであり、青少年の保護の個々に応じた育ちと、その結果としての社会的自立を促すように青少年を支えることが求められる。それは大人の責任であり、大人社会の責任だと。

4行ほど飛ばしますが、青少年は自ら成長発達し、幸福を追求する主体的な存在である。それゆえに、自らの意見を表明し、あるいは自らに関する事柄について自己決定する権利も尊重されるものである。

しかし、それらは青少年の発達段階に応じて配慮されてはじめて意味を持つ。成長発達の段階によっては、親であれ、また行政であれ、保護的な介入をしなければならないことは言うまでもない。成長発達の未熟な者についてもその自主性に委ね、自己責任を負わせんとする考え方はとるべきではない。あくまでも青少年それぞれの発達段階に応じて自立を促すか、あるいは保護的対応をすべきかを考えなければならない。その意味で、自立と保護は補完的な関係にあるとお書きになっています。

第3講に入りますが、23ページをお願いします。青少年の健全成長権です。

青少年には健全に成長し、理性ある一市民として社会に参画する権利があるのであって、大人たちは成長発達段階にある青少年の「健全成長権」を守るために健全に育成する義務をもつ。

少し飛ばしまして、要するにというところの段落ですが、青少年は、人間として等しく尊重されるとする基本的人権の根本から、心身ともに健やかに生まれ成長する権利をもつものであり、これを阻害するいかなる行為も排除されなければならない。

少し飛ばしますが、大人の都合で設けられた風俗環境やコマーシャリズムから守られなければならないし、成長を阻害する有害環境は調整されなければならない。

最後のくだりですけれども、「子どもの最善の利益のために」大人の自由や青少年自身の権利を制限することの理由はここにあるとお書きになられています。

資料2をお願いします。1ページですけれども、青少年健全育成条例の制定理由、必要性についての最高裁の判決で、福岡県の県条例が争われた事案です。これはご覧になっていただいていると思いますので、読み上げません。また下段につきましては、北海道の条例の解説を抜粋したもので、ほぼ最高裁判決と同様のことが書かれているところです。

資料2の2ページをお願いします。条例など目的の具体的な書きぶりをご紹介しますものです。2ページにつきましては、他の都道府県の青少年健全育成条例、4道府県から抜き書きをさせていただきます。他県の青少年健全育成条例につきましては、例えば有害図書規制、入れ墨の禁止、薬物の禁止とかそういったことを規制しておりますし、また淫行処罰規定を盛っている、ある意味では総合的な条例になっております。そういう関係で、目的も総合的な書き方をしているものです。

まず北海道ですけれども、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定めること、それから北海道、また関係者の責務を明らかにすること、そして北海道の施策の基本となる事項を定める、こういった手段によりまして、次の青少年の健全な育成に関する施策の総合的、かつ計画的な推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及びその福祉を阻害するおそれのある行為を防止して、最終的な目的として、次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資すると、こういったことを書いているものです。

あとは、紹介は申しませんが、手段を書いて、中間的な目的を書いて、最終的な目的を書くというようなパターン、あるいは手段を書いて目的を書くと、少し短めな文章になりますけれども、またそういった書き方をしているものであります。

3ページです。これは青少年健全育成条例を持っている府県ですけれども、最近、犯罪防止であるとか、子どもを犯罪から守るとか、あるいは性被害から守るといったような、特定の目的に特化した条例を制定している府県がございます。その府県の条例の目的規定であります。

例えば奈良県ですけれども、手段としては、条例で何を書くかというところですが、それは真ん中ぐらいです。県、県民及び事業者の責務を明らかにする、それから必要な施策及び規制する行為を定める、これによりまして、ちょっと戻りますが、1行目、子どもの生命及び身体に危害を及ぼす犯罪の被害を未然に防止するというのもちまして、最後の最終的な目的としましては、一番最後になりますけれども、子どもの安全を確保することが最終的な目的というような書き方であるとか、あるいは大阪府ですけれども、これも手段としては府、事業者及び府民の責務を明らかにする、それから

必要な規制等を行う、これも手段によりまして、1行目に戻りまして、子どもに対する性犯罪を未然に防止する、最終的に子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資すると、これを最終的な目的にするというような書き方です。

あと、栃木県、京都府については説明を省略したいと思います。

4ページです。仮に今書けばどういうふうな、こんなふうになるのかなというぐらいのもんです。

条例の目的規定については、個々の規定をどういう規定を置くかによっても書き方が変わってくると思います。専門委員会からは、子どもの性被害の防止を目的とした条例制定を要請されております。

それを目的として書けばというのが上でありまして、子どもの性被害の防止について県、関係者の責務を明らかにする、それから、これどう書くか、個別の規定によりますけれど、例えば子どもが性被害に遭わないための取り組みであるとか、必要な規制等を定めることによりまして最終的に子どもを性被害から守ることを目的にするような書き方であるとか、被害者支援についても規定を盛り込むときに、非常に目的の書き方が難しくなると思っております。

被害者支援を書いても目的の中では書かないという選択肢もあると思えますけれど、被害者支援をこの条例の中で打ち出していくことになりますと、子どもの性被害の防止と並べて被害者支援を書くような目的の書き方もあるというのが次の後段です。

子どもの性被害の防止に関する関係者の責務、それから子どもを性被害から守るための必要な規制を定めるとともに、性被害に遭った子どもに対する支援のために必要な事項を定めるという手段によりまして、子どもの性被害の防止と、それから被害に遭った子どもの支援というのを、その2つを目的とする書き方もあるというのが今の時点での、書けばこんな感じというものをご覧いただいたものです。

5ページです。性被害の定義でありますけれど、専門委員会の報告書です。2行にわたっておりますが、記載したとおりです。

また、こういった性被害といったときに、こういったものがその性被害として捉えられるのかを具体的に記載したものが下段の表です。これも3つに、大きくは3つに分けておりますけれど、この区分がいいのかどうかという議論もあると思えます。

1つは性犯罪による被害です。刑法犯罪から児童福祉法とか、最後は迷惑防止条例まで一応書きましたけれど、性犯罪による被害というもの。それから2つ目の類型ですけれど、性犯罪には至らないようなもの、ただ被害意識があるようなものというのでしょうか、そういったものです。それから性犯罪と呼べるかどうか微妙なものという分け方をしてございます。

どこまで捉えて、どこまで条例の中で押さえるか、捉えていくかというときの参考にさせていただければというものであります。

6ページですけれども、性被害とか、あるいはそれに関連した用語が、県の条例であるとか、国の法律であるとか、あるいは他県の条例でどんな扱われ方をしているかというものをまとめたものです。別紙参照と書いてございます。これは資料の9ページ、10ページを指しております。

まず性被害という言葉は、法令用語の検索の中では県の条例も、あるいは国の法律の中でもございませんでした。似た表現として性的被害という言葉がありますが、それにつきましては熊本県の青少年保護育成条例で使われております。具体的には9ページの上ですけれど、熊本県の条例の第6条の中で使われていると。

四角の中で、熊本県の担当の方から聞き取ったものでありますが、性的被害をどう、その定義自体がないですけれども、こういったものを想定していますかという聞き取りに対して、強姦、強制わいせつなど、性に関する犯罪で青少年の身体に対する被害を想定しているというお答えでした。

6ページに戻って、性犯罪被害という言葉です。これは県、あるいは国の条例、法律レベルではあ

りませんでした。他県では、石川県の警察の組織等に関する規則の中で使われている言葉です。

これも9ページの真ん中あたりですけれど、捜査第一課の事務の記載の仕方として、性犯罪被害の相談に関する事というふうな使われ方をしております。

また6ページへ戻って、性犯罪という言葉、これは県の条例とか、それから大阪府の条例、あるいは警視庁の組織規則の中で使われております。

9ページの下ですが、大阪府の、先ほど目的規定を見ていただいたところですが、子どもを性犯罪から守る条例の中に、性犯罪という言葉の定義を置いております。10ページにわたっておりますけれど、イ、ロ、ハ、ニと、こういったものが性犯罪であるという定義規定を置いておまして、なおかつニのところですが、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪という、割と漠然とした書き方がされておまして、その中については、それはどういうこと、どういう罪をいうのかというのを聞き取った、大阪府の方から聞き取りましたけれど、公然わいせつ罪だとか痴漢だとか、そういったものを幅広く想定しているということです。

それから長野県の条例では、保健所使用料等徴収条例という、昭和39年の古い条例ですが、その中で性犯罪被害者という表現で使われております。

それから警視庁の組織規則の中では、性犯罪等に発展するおそれという表現で使われております。

また6ページに戻って、性的犯罪というふうな表現ですが、これは長野県の警察の組織に関する規則等で使われております。

10ページですが、一番下のところです。子供・女性安全対策課の事務ですが、性的犯罪の予防に関する事という表記で使われています。

7ページです。保護法益についてですが、あまりいい資料を用意することが正直いってできませんでした。他県の青少年健全育成条例の解説書があるのですが、そういったものでもあまり保護法益について明確に記載しているものはありませんでした。

ただ大阪府の、これは審議会の資料ですが、条例の保護法益を整理した資料がございました。その中では、社会的保護法益を一次的な目的としているし、個人的保護法益を二次的な目的にしているという記述がありました。また、府の職員の方の説明の中では、淫行罪については、これは個人的法益が全面に出るような表現をされております。

それから、イですが、淫行処罰規定を非親告罪としている理由として、例えば岩手県ですと、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境を浄化し、青少年の健全な育成を図るという社会的法益の保護を目的としているので、非親告罪としているというようなくだりがあるとか、あるいは山形県の解説におきましても、刑法との比較において、条例は青少年の保護育成という公共的利益を保護法益とするという表現がございました。

それから大阪高裁の昭和48年の判例です。これも刑法との関係性を書いたものです。

太字のところですが、刑法176条ないし178条の強姦罪または強制わいせつ罪の規定は、性的自由を保護法益とするのに対し、本条例が少年に対する淫行またはわいせつ行為を禁止するのは、また飛ばしますが、少年の情操を害するおそれのある行為から少年を保護し、少年の健全な保護育成を図ることを目的とするものであるから、両者はその趣旨ないし目的を異にすると。

それから、飛ばしますが、強姦罪、強制わいせつ罪を親告罪とした立法趣旨は、告訴なくして事件を訴追することによって、被害者の名誉を傷つけるおそれがあるので、訴追するかどうかは被害者、あるいはその法定代理人の意思にかからしめたものであると解されるから、個人の性的自由を保護法益とする限り、刑法が強制わいせつ罪につき告訴を要件としたことは首肯されるのである。

本条例は、刑法の強制わいせつ罪の規定とその趣旨目的を異にし、少年の保護育成を図ることを目的とするものであるから、その処罰につき告訴を要件としないものとするにも十分首肯し得る理

由があるということで、直接、その条例について社会的法益とは書いてありませんが、刑法の強姦罪、強制わいせつ罪が個人的保護法益、個人的利益を保護法益としているという対比において、条例のほうは社会的保護法益を法益としていると示唆していると思われるところです。

今日ご用意した資料は以上です。

○安部座長

どうもありがとうございました。時間がなくなってきた関係で少し端折ってお話しいただいたようなきらいもあって、大変申し訳なく思っております。

そこでちょっと時間の件ですけれども、ご案内では4時までとなっているんですが、もうあと15分で5時になってしまいます。委員の方々のご都合がよろしければ5時15分までというのはだめでしょうか。峰先生、お帰りの電車等の関係があると思うんですが。

○峰委員

多少厳しいんですけれども。

○安部座長

ではできるだけ5時を目標にという、若干短くしますが、そのあたりで、大変申し訳ございません。

それから、今のお話しの中で、いきなり条例の目的でありますとか、構成でありますとか、少し中身に立ち入ったような話に展開してしまったわけですけれども。その前提として、何らかの条例を整備する必要性、ありやなしやというところはここできちんと確認しておきたいと思います。

先ほどの立法事実といいますか、具体的な事案等がこうなっているんだというような話を受けて、本当はその場できちんと決めておけばよかったんですが、これは公開でも構わないと思うので、あえてここで申し上げますが、何らかの、やはり被害を未然に防止する。あるいは被害へのケアをしっかりやるというような意図も含めて、防止条例、支援条例と、そういうものが必要なのではないかと、委員の方々にまず確認しておきたいんですけれども、轟委員、いかがですか。

○轟委員

支援を入れたほうが、適切かと思います。それは先ほどの事例研究もそうですし、その後のAさんの報告を筆頭に、やはり精神的な被害というのは、成人を超しても長らく続くということを考えたときには、そのあたりも極めて重要だと考えます。

○安部座長

まず何らかの条例の整理が必要であるということですね。峰委員、いかがでしょう。

○峰委員

私も同様に、何らかの規定といいますか、条例の形での手当てというのは必要ではないかなと基本的には考えております。

○安部座長

ありがとうございます。では伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員

立法事実については今日初めて資料で拝見させていただいて、全部の事例を全てカバーすべきかどうかはもちろん議論はあるんでしょうけれども、全く必要性がないというところまでは言い切れないというような印象を持ちました。

支援も含めた条例というものを検討するということが意義があることであろうと思います。

○安部座長

私の本の一部を今日ご紹介いただいたので、大体、基本的な考え方というのは委員の方々にも伝わっているとは思いますが、大人が子どもの自立に向けてどういう形で支援していけるかというようなことも大変重要な課題ですが、やはり保護的な対応もせざるを得ないということです。それは結局、大人に対する行動抑制という形にも結果的にはなってしまうということで、やはりその限界などをきちんと明確に考えていく必要性はもちろんあるわけですが、その意味で何らかの条例の整備は必要だろうというところでは、この検討会の意見は一致していると理解してよろしいですね。

ということで、具体的に、ではどういう目的、あるいは理由といいますか、そういうところを設定していけばいいのかなというところで、それこそ、大風呂敷を広げるような形の健全育成を目的とするというようなことは、最初から考えておりません。話にももちろん出てきていませんし、あくまでも性的な被害の防止、それから被害への支援というところに特化した条例の制定が望ましいのではないかと、事務局でもその種の条例というのが、言葉としてどう使われているのかなということも含めてご紹介いただいたわけです。

その目的規定なり理由なり、あるいはどういう内容を盛り込めばいいのかという構成だと思うんですが、そのあたりは今日、この短い時間でサッと結論出すような話ではもちろんありませんので、次回、それから次々回あたりでしっかりとそこら辺は考えていかなければいけないということになるだろうと思います。

それで目的やその構成ですね。この点について、先ほどのご説明に対して質問なり意見なりがありましたら出していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

保護法益の問題にまで発展したわけですけれども、それからその性被害ないしは性的被害といった場合にどういう定義といいますか、どういう概念として捉えていけばいいのかなというところも課題の一つなんですけれども。

そのあたり、ちょっと共通認識を形成できるものであればしたいと思っていますが、どうぞ、轟委員。

○轟委員

安部先生に主にお聞きしたいんですが、4ページ、先ほどの配付資料の中の4ページに、県で案というか、例としてつくられた目的があるんですが。

この中に安部先生の言う、ご主張なされる健全育成成長権、健全育成権がいいのか、ちょっと私もよくわからないんですが、そういったものを盛り込まなくてもいいんだらうかという部分が一つございます。

○安部座長

それは総合的な条例というものを、まあ風呂敷を少し大きくするのであればそういうことも出てくるかと思えます。それからもう一つは、なぜ子どもの性的被害を防止するのかというところも、よりどころとして子どもの成長発達権というところは、これは子どもの権利条約にもしっかり明記されているものですし、子どもが主体的にちゃんと自立できるような存在に成長していってもらうというこ

とも。最終的には子どもがどう成長するかによるんでしょうけれども、大人社会はそういうことをちゃんとできるように準備しておかねばなりません。

少なくとも足を引っ張るような、いわゆる有害行為と他県の自治体の条例では言っておりますが、その有害行為としての淫行、あるいは、その入れ墨を施すとか、そういう有害行為というものを大人が子どもの未熟さにつけ入ってやってはいけないんだというような視点ですよね。さらに健全育成というのは、あくまでも大人側の言葉ですよね。これまで、健全育成運動ないしは健全育成会議というのが、市町村民会議、県民会議として存在してきました。これはあくまでも大人の側がどう子どもに向かい合うかという、育成という視点なんです。

それで、今、問われているのは、むしろ子どもがどう成長するかという、子ども自身が成長権を持っているということです。子どもが主体的に成長する、その健全成長権というものをよりどころにして、それを妨害するようなことは、防がなければいけない。大人の責任で防がなければいけないということが明示できるような条例であればいいのではないかと考えます。

ただし、その言葉を使うか使わないかというのはちょっと難しいところです。既に長野県では子どもの権利条例とも言うべき支援条例がありますので、それと矛盾するようなことはもちろんあってはならないだろうと思いますし、したがって、この会議でそこまで念頭に置くかどうかは別ですが、やはりここで言われているような目的とされる限定条例ですけれども、それでよろしいのではないかと考えています。ちょっと説明が回りくどくなって申し訳ありません。

○轟委員

もし先生の健全成長権を例えば4ページのこの上のほうに採用するとすれば、最後に、「子どもを性被害から守り、もって子どもが健全に成長することを目的とする」とか、そういったことを入れてもいいのかなと、むしろはっきりして保護法益がいいのかなというように考えたんですが。

○安部座長

それも一案だと思います。もって子どもの健全な成長を支援する、支援という言葉を使うか使わないかは別ですが、ことに資するものとするとか、何かそういう表現になるだろうと思います。

極力、誤解を生じさせないようなシンプルなものが私は望ましいだろうと思っております。いたずらにそういう議論をどんどん膨らませていって、なかなかその種の条例が整備されないということは、結果としては望ましくはないかなと考えます。

おそらくいろいろな団体の方なり、いろいろな視点の立場の人がいらっしゃるから、その中でちょっと概念として違うものを織り込んだりすると、広がり過ぎる話になりかねないのかなと思っていますが。そのほか、何かございますか。

私は目的規定ないしは理由としてはむしろ後段の、A、BとわけるとするとB、下のほうですね、被害者支援を目的とすることもしっかり打ち出したほうがいいかなと。児童買春、児童ポルノ禁止法と同じようなスタイルでよろしいのではないかなと思いますけれども、そのほうがより明確に被害者支援にきちんと対応できるのではないかと考えています。ついでにやるんだというのではなくて、しっかりそれが目標になっているということのほうが望ましいと考えます。伊藤委員、何か違う考えがあたりになるかもしれません。

○伊藤委員

私も子どもの視点できちんと考えるという、先ほどの安部先生のご発言はそのとおりでと思いますし、子どもの支援ということは、目的に謳うのがよいかどうかは別にして、その点はきちんと謳うと

ということについては、現時点では同意しているところです。

そこを条例の中で明記するかどうかということではありますが。性被害をどう捉えるかという議論で、次の論点に移るのかもしれないんですが、個人的には、子どもの性的自己決定権の侵害というところがあれば、子どもの性被害と考えられるのではないかと思います。目的にするかどうかは別にして、子どもを性被害から守るということは、子どもの性的自己決定権を保障するという事なんだと思います。委員の皆様がその点、どのようにお考えなのかということについては、ぜひ意見をお聞きしたいというところでもあります。

○安部座長

性的被害の概念の問題だろうと思うんですけども、性的自己決定権ですね。これをどのように捉えるかということでしょうけれども、当然、それは成長発達段階に応じて変わってくるということでも理解できると思うんですが。

現行法の刑法の枠組みでいえば、まさにその性暴力犯罪に対する性的自己決定という点では、13歳という一つのラインが引かれています。フィクションですけども、技術的にちゃんとそういうものが擬制されていますが、そこにこだわる話ではないんですね。そこはちょっと確認しておきたいのですが。

○伊藤委員

それはそうです。子どもでも性的自己決定権はあるというのは、刑法としては前提としているところではあると思いますが、そこにこだわるとか、そういう趣旨ではなくて、子どもの性的自己決定権の侵害ということで性被害というものを捉えるという、刑法にこだわった議論ということではありません。もう少し漠然とした話で恐縮ですけども、そんな趣旨です。

○安部座長

もう少し具体的に申し上げますと、子どもの意思で、大人の性行為者についていて、自らの意思で決定して性的行為を行ったという場合には、性的自己決定権の侵害にはならないと考えるべきなのか、どうなんでしょう。

○伊藤委員

子どもの任意な意思だったのかどうかということからは、それは事案にはよるんでしょうけれども、ただ、その任意な意思というものを全く認めないというのではなくて、その場合もあり得るというような前提はとれるのではないかと思います。

例えば、自由恋愛というか、真摯な恋愛というか、そういう場合は、任意な意思に基づくんだと言える場合があるわけですから。

そうなってくると、完全に任意な意思決定は子どもにはできないというような前提はとらないということだと思います。

○安部座長

ただそこに、例えば欺罔をしたり、威迫したり、困惑させたりと・・・

○伊藤委員

そこは任意な意思決定の過程に問題要素が入ってくるわけですね。意思決定を阻害するような要素が

あった場合、任意と言えるかどうかという問題はもちろん生じてくるんだろうとは思いますが。どうい
う場合がそうなのかというのはもちろん議論があるところだと思いますけれども。

○安部座長

やはりその辺は少し中身を見ないといけないと、こういう話ですかね。轟委員、何かございません
か。

○轟委員

先生の著作の7ページの最後の段落にお書きになっているとおりで、私もこのとおりと考えますの
で、特に、伊藤先生がおっしゃっていた自立と保護は、まさに補完関係にあるという部分という一言
に尽きると思います。

○安部座長

そういうことですね。

基本的な問題ですので、総論的に話をしておかなければいけないと、少しこだわりましたけれども。

その性的被害といった場合に、どういうものを想定していけばいいのかなということです。事務局
で整理していただいたんですが、3つの場面があるのではないかと。性犯罪による被害の性的被害と、
性犯罪までには至らないけれども、意に沿わない性的行為を受けた場合、それから、性犯罪とは呼べ
るかかどうかというふうになつていますが。

ここで児福法の対象になるような淫行というのは、これは性犯罪による被害の中に位置づけられて
います。それは事実上の影響力を及ぼして支配関係にあるというところで、その性犯罪による被害に
位置づけられているんだと思いますが、いわゆる条例で淫行したといわれる行為は、次のグループの
中に入ってきているという話になっています。

これらを含めて性的被害を行為者から見るか、被害者から見るかによって違ってくる話だと思いま
す。当然、刑法あるいは刑事法の枠組みというのは、行為者に向けられ、行為刑法ですので、行為を
どう捉えるかという、どうしてもそこに限定されてしまう。被害者の視点から見た場合に、その行為
が被害者の段階においてどう受けとめられるか、どう捉えればいいのかということだろうと思いま
す。私の個人的な意見ですが。

だから、その被害者の視点からそのような性犯罪、ないしは性的被害というものをを見た場合に、も
う少し枠が広がってくると捉えております。ただ、整理していただいたように、我が国の法制とい
うのは、行為者に軸足を置いた刑法規範ですので、当然それはそうなんですが、やはりまだ被害者の視
点からの整理というのはまだまだ時間的な経緯といいますか、歴史が浅いものですので、あまり性被
害という言葉も使われていないんだと思います。それを被害者の視点から性的被害という、性的犯罪
ではなくて性的被害というところでどう概念を整理していったらいいのかなということではないかと
個人的には思っております。その点、何かご意見いただければと思っておりますが。刑事法の専門家
である峰先生はいかがでしょうか。

○峰委員

私は基本的には被害者目線といいますか、被害者を中心に性被害というものを捉えなければいけな
いと考えております。

あまりにも具体的な話になるのかもしれませんが、例えばストーカー規制法について。この5ペー
ジの一番下に性犯罪と呼べるか微妙な行為を受けたというところで、ストーカー規制法でつきまとい

行為を受けたというのが入ってきているわけで、このあたりなどは性被害に含めるかどうかというのが、まさに限界の問題として取りざたされなければいけないところなんだろうと思うわけです。

ただ、専門委員会報告書の定義というところでご紹介いただいているところからしますと、性被害につながる行為も、子どもを性被害等から守るという観点からは、子どものほうから見て非常に不安感を受ける、それから子どもに対する性的な行為につながる可能性があるというようなことも含めていく必要があるように思います。ですから刑法ですとか、従来の淫行処罰上の規定というようなものにこだわらず、もう少し柔軟に、子どもの保護という観点からみて、どのような行為までを規制対象に含めるかというような捉え方をしていく必要があるのではないかと思います。

○安部座長

ありがとうございます。この問題、できれば次回も引き続きテーマとして検討していただきたいと思っております。こちらの保護法益のことも含めてでありますけれども。

時間の関係もございますので、今日のところは、このあたりで検討を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、積み残しになってしまいましたけれども、その保護法益の問題と、それから条例の目的の問題も含めて、次回も引き続いて議論してまいります。長時間にわたりご検討いただきまして、どうもありがとうございました。それでは事務局に進行をお返しいたします。

(4) その他

○事務局

その他のところでございますけれども、次回、第3回検討会の日程をご案内させていただきます。

5月8日金曜日午後、長野市内を予定していますが、まだ会場は未定でございますので、改めてご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

4 閉 会

○事務局

以上で、第2回検討会を閉会させていただきます。

長時間にわたりましてご検討いただきまして、ありがとうございました。